

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年7月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
②事務の内容	<p>【評価対象事務全体の概要】 川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号)に基づき、小児の健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、小児に係る医療費の一部を助成する事務である。川崎市長は、同条例に基づき、医療費助成の審査、決定、助成等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 川崎市小児医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 川崎市小児医療費助成条例第4条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 川崎市小児医療費助成条例第6条第1項及び第2項の医療費の助成に関する事務 川崎市小児医療費助成条例第7条第1項の損害賠償の請求に関する事務 川崎市小児医療費助成条例第8条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 川崎市小児医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)第7条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 川崎市小児医療費助成条例施行規則第12条の受給資格消滅の通知に関する事務 <p>【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第9号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)</p> <p>【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉総合情報システム(医療費助成システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 資格管理機能 申請情報、児童情報、保護者情報、口座情報を管理し、受給者情報・児童情報・世帯情報等の変更を行う。 助成管理機能 医療費の助成情報を管理する。また支払対象者を抽出し、支払通知書、対象者一覧及び銀行別集計表を出力し、全銀協フォーマットの振込ファイルを作成する。 医療証管理機能 毎年、一斉更新の対象者を抽出し、医療証、不交付決定通知書、所得不明案内及び対象者一覧の出力を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)
システム5	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム連携基盤)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
小児医療費助成情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	小児医療費の助成を受けようとした者(申請者)、現に助成を受けている者及び助成を受けていた者
その必要性	小児医療費助成に関する交付申請、助成申請ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、申請者(受給資格者)、配偶者及び児童の住基情報、申請者(受給資格者)の所得情報を確認し、小児医療費を適正に助成するため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報ほか医療費の助成に関する情報、他の医療費助成に関する情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】医療助成資格情報)

	その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関への情報の照会、同一執行機関内での情報連携を行うために必要となる。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5情報 小児医療費助成の審査、決定、助成等に必要となる。 連絡先 小児医療費助成の審査、決定、助成等にあたり必要となる情報を確認する際に必要となる。 その他住民票関係情報 小児医療費助成の審査、決定、助成等にあたり児童の生計を維持する程度等を確認等する必要がある。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税関係情報 小児医療費助成の審査、認定、支給等にあたり所得の状況を把握する必要がある。 医療保険関係情報 小児医療費助成の審査、認定、支給等にあたり保険加入の状況及び医療機関からの請求の状況を把握する必要がある。 生活保護・社会福祉関係情報 小児医療費助成の審査、認定、支給等にあたり生活保護等の状況を把握する必要がある。 その他(口座情報ほか医療費の助成に関する情報) 小児医療費助成の審査、決定、助成等にあたり、必要となる情報を管理する必要がある。 その他(他の医療費の助成に関する情報) 小児医療費助成の審査、決定、助成等にあたり、他制度の受給情報を管理する必要がある。 その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。 <p>【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月	
⑥事務担当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局医療保険課、健康福祉局生活保護・自立支援室) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、支払基金) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能、医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ)	
③使用目的 ※	「小児医療費助成受給資格者情報の管理」「小児医療費助成の審査及び認定」「小児医療費助成に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区役所保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑤使用方法	<p>1 小児医療費助成受給資格者情報の管理 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、その他情報(口座情報ほか医療費の助成に関する情報)等をもとに、小児医療費助成受給資格者情報の管理を行う。</p> <p>2 小児医療費助成の審査及び決定 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、その他情報(口座情報ほか医療費助成の助成に関する情報、他の医療費の助成に関する情報)等をもとに、小児医療費助成の審査及び決定を行う。</p> <p>3 小児医療費助成に係る給付情報の管理 本人等の申請又は医療保険情報管理その他情報(口座情報ほか医療費の助成に関する情報、他の医療費の助成に関する情報)等をもとに、小児医療費助成に係る給付情報の管理を行う。</p> <p>【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ○公費医療費助成事務の場合 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に伝送する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。</p>	
	情報の突合	<p>・窓口業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。</p> <p>・住基システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。</p> <p>・審査業務において、申請者(受給資格者)情報と住基情報を突合することにより、対象者を把握し、世帯状況を確認する。</p> <p>・審査業務において、申請者(受給資格者)情報と所得情報(地方税関係情報)、生活保護・社会福祉関係情報、その他(他の医療費の助成に関する情報)を突合することにより、小児医療費助成の医療証交付又は助成について決定する。</p>
⑥使用開始日	平成29年7月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない <small>(4) 件</small>	
委託事項1	福祉総合情報システムシステム2次運用保守業務	
①委託内容	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている () 2) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2 30の項に規定される事務(川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する特定個人情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小児医療の助成を受けようとした者(申請者)、現に助成を受けている者及び助成を受けていた者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先2～5	
移転先2	子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2 31の項に規定される事務(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する特定個人情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小児医療の助成を受けようとした者(申請者)、現に助成を受けている者及び助成を受けていた者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 福祉総合情報システム(医療費助成システム)における措置
セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
- 2 システム連携基盤における措置
システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- 4 サービス検索・電子申請機能における措置
・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。
・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。
- 5 申請管理システムにおける措置
・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- 6 ガバメントクラウドにおける措置
①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- 7 Public Medical Hub (PMH)における措置
Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。
・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。
・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】

- ・本市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。
 - ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
- ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。
 - ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【資格関連ファイル】

氏名、生年月日、性別、住所、宛名コード、住民区分、住民日(住民となった日)、電話番号、送付先、連絡先、口座情報、世帯構成情報、世帯主、所得情報、手帳区分、他制度受給状況

【助成実績関連ファイル】

宛名コード、保険者番号、記号番号、被保険者宛名コード、受給者番号、総医療費、自己負担額、助成対象額、振込額、診療実日数、口座情報

【レセプト関連ファイル】

診療年月、受給者番号、宛名コード、生年月日、氏名、診療科、診療実日数、保険者番号、記号番号、介護保険者番号、決定金額、自己負担額、患者窓口負担額、現物給付額

【申請管理システム関連ファイル】

- ・署名データ
- ・署名用電子証明書
- ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)
- ・シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)
- ・点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10)
- ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍、申請者個人番号、配偶者の有無、乳幼児等との続柄、今年の1月1日現在の住所、前年の1月1日現在の住所、配偶者氏名(漢字)、配偶者氏名(フリガナ)、配偶者生年月日、配偶者性別、配偶者個人番号、配偶者郵便番号、配偶者住所、乳幼児等氏名(漢字)、乳幼児等氏名(フリガナ)、乳幼児等生年月日、乳幼児等性別、乳幼児等郵便番号、乳幼児等住所、乳幼児等の保険の種類、被保険者の氏名、乳幼児等との続柄、被保険者記号及び番号、保険加入日、保険者番号、保険者名、乳幼児等との申請者との関係、他制度適用の有無、申請理由)

【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目】

(1) 対象者情報

個人番号、PMHキー、PMH仮名識別子、基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)、自治体コード、自治体業務ID、連携ファイル名、連携日時、連携処理ステータス/エラー内容、制御フラグ(不開示/閲覧停止)、その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2) ユーザー情報

機関マスタID、機関ユーザーID、メールアドレス、ユーザー氏名、ユーザー区分、ユーザー権限ID、個人番号閲覧可能フラグ、ユーザー削除フラグ

(3) 医療助成資格情報

受給者証種別ID、受給者証名、受給者証ID、受給者証証券面情報、受給者証項目情報、表示順番号、公費ID、区分、公費負担者番号、公費受給者番号、自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)、有効期間、強制失効日、医療機関コード、指定医療機関情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
小児医療費助成情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、条例規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 <p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。 <p>【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMHキーと個人番号) のみが返却されるようシステムの制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p>不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 <p>入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <p>入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。 ・新福祉総合情報システム(医療費助成システム)での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> [十分である] <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> [行っている] <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 行っている 2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	<p>システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <p>権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>福祉総合情報システム(医療費助成システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p> <p><申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。</p> <p>① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。</p> <p>② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>従業者が事務外で使用するリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p> <p><申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。</p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新福祉総合情報システム(医療費助成システム)における措置></p> <p>①新福祉総合情報システム(医療費助成システム)は適切なアクセス制御対策により権限外の情報参照を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p>②新福祉総合情報システム(医療費助成システム)は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③新福祉総合情報システム(医療費助成システム)と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照

その他の措置の内容

1 物理的対策

<システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置>

- ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。
- ③監視設備として監視カメラ等を設置している。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

- ①LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。
- ②外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置>

Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

2 技術的対策

<システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置>

①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。

②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。

②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置>

Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。

- ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。
- ・本市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- ・本市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。
- ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。
- ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p> <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <申請管理システムにおける措置> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監視(入退室監視等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2695 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2695
②対応方法	-

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I. 基本情報(1. 特定個人情報を取り扱う業務②事務の内容)	・番号法第19条第8号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	・番号法第19条第9号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I. 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	III. リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(略)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	III. リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V. 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	2020/3/30	2021/9/10	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	②しきい値判断結果	基礎項目[評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目[評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4)	(新規)	システム4 ①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他 (申請管理システム)	事前	
令和5年3月27日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5)	(新規)	システム5 ①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他 (システム連携基盤)	事前	
令和5年3月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要(2. 特定個人情報の入手・使用②入手方法)	[]その他 ()	[○]その他 (サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和5年3月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 主な記録項目)	[○] その他 (口座情報ほか医療費の助成に関する情報、他の医療費助成に関する情報)	[○] その他 (口座情報ほか医療費の助成に関する情報、他の医療費助成に関する情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号)	事前	
令和5年3月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 その妥当性)	右記を追記	・その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。	事前	
令和5年3月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追記	「[申請管理システム関連ファイル]」以下を追記	事前	
令和5年3月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	(1)件	(4)件	事前	

令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	(新規)	委託事項3 申請管理システム運用保守業務委託 ①委託内容 ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社 日立製作所 ④再委託の有無 [再委託する] ⑤再委託の許諾方法 委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑥再委託事項 運用・保守業務の一部を再委託	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4)	(新規)	委託事項4 小児医療費助成事務処理センター業務委託 ①委託内容 コールセンター業務、申請受付入力審査業務及び医療証の発送業務等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 アデコ株式会社 ④再委託の有無 [再委託しない]	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(6特定個人情報の保管・消去・保管場所)	右記を追記	4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 5 申請管理システムにおける措置 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。	事前	
令和5年3月27日	III リスク対策(2. 特定個人情報の入手 リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	右記を追記	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <申請管理システムにおける措置> ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。	事前	
令和5年3月27日	III リスク対策(2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	-	【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 不適切な方法で入手が行われるリスク <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	

<p>令和5年3月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置の内容)</p>	<p>右記を追記</p>	<p><申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムは、法令等に基づき必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な方法)</p>	<p>右記を追記</p>	<p><サービス検索・電子申請機能> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月27日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容)</p>	<p>—</p>	<p>福祉総合情報システム(医療費助成システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。 <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要なとなる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なとなるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月27日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)</p>	<p>—</p>	<p>従業者が事務外で使用するリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>	<p>事前</p>	

令和5年3月27日	Ⅲ リスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容)	右記を追記	<p><申請管理システムにおける措置> 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい保管・消去 その他の措置の内容)	-	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p>1 物理的対策</p> <p><システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施設できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施設できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請管理システムはセキュリティゲートにて入室管理を行っているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <p>2 技術的対策</p> <p><システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	-	<p>特定個人情報が高い情報のまま保管され続けるリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末は、基本的に、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 	事前	
令和6年3月26日	Ⅰ 基本情報(1. 特定個人情報を取り扱う業務②事務の内容)	<p>1 川崎市小児医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 川崎市小児医療費助成条例第7条第1項、第2項又は第3項の医療費の助成に関する事務</p> <p>3 川崎市小児医療費助成条例第8条第1項の損害賠償の請求に関する事務</p> <p>4 川崎市小児医療費助成条例第9条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>5 川崎市小児医療費助成条例第10条の助成費の返還に関する事務</p> <p>6 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)第9条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7 川崎市小児医療費助成条例施行規則第14条の受給資格消滅の通知に関する事務</p>	<p>1 川崎市小児医療費助成条例第4条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 川崎市小児医療費助成条例第6条第1項及び第2項の医療費の助成に関する事務</p> <p>3 川崎市小児医療費助成条例第7条第1項の損害賠償の請求に関する事務</p> <p>4 川崎市小児医療費助成条例第8条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>5 川崎市小児医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務</p> <p>6 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)第7条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7 川崎市小児医療費助成条例施行規則第12条の受給資格消滅の通知に関する事務</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅰ 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署①部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年3月26日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名)	こども未来局こども支援部こども家庭課長	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報⑥事務担当部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体・使用部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	4件	3件	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2)	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2①委託内容)	福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2②委託先における取扱者数)	10人以上50人未満	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2③委託先名)	株式会社 野村総合研究所	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2④再委託の有無)	再委託する	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2⑤再委託の許諾方法)	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2⑥再委託事項)	現在の委託先においては、再委託を行っていない	削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	削除	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	削除	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先)	・こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先)	こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I. 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容)	右記を追記	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年7月31日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能)	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 (省略)	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能)	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	1 番号紐付け情報の最新化 住基システムから番号紐付け情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付け情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付け情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6①システムの名称)	新規	Public Medical Hub (PMH)	事前	

令和7年7月31日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能)	新規	①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 本市で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ②情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。	事前	
令和7年7月31日	I. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6②システムの機能)	新規	[○] その他(福祉総合情報システム、公費医療費助成システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 主な記録項目)	右記を追記	[○]その他 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 医療助成資格情報	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 その妥当性)	(省略) 【連絡先等情報】 ・4情報 小児医療費助成の審査、決定、助成等に必要となる。 (省略)	(省略) 【連絡先等情報】 ・5情報 小児医療費助成の審査、決定、助成等に必要となる。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 その妥当性)	右記を追記	【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用①入手元)	市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局生活保護・自立支援室	市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局医療保険課、健康福祉局生活保護・自立支援室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用①入手元)	右記を追記	[○]民間事業者(医療機関、支払基金)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法)	右記を追記	[○]その他(医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体・使用部署)	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区役所保険年金課及び各支所区民センター	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区役所保険年金課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法)	右記を追記	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ○公費医療費助成事務の場合 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に送付する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	3件	4件	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1③委託先名)	株式会社 アイネス 首都圏営業第一部	株式会社 アイネス	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥再委託事項)	運用・保守業務の一部を再委託	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4)	新規	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4①委託内容)	新規	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4②委託先における取扱者数)	新規	10人以上50人未満	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4③委託先名)	新規	国(デジタル庁)	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4④再委託の有無)	新規	再委託する	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4⑤再委託の承諾方法)	新規	書面又は電磁的方法による承諾	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4⑥再委託事項)	新規	PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務	事前	

令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)	(省略) 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 (省略)	(省略) 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)	右記を追加	6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)	右記を追加	7 Public Medical Hub(PMH)における措置 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(7. 備考)	右記を追記	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 ・本市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub(PMH)を用いて消去することができる。 ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	
令和7年7月31日	(別添1)ファイル記録項目	右記を追記	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目】 (1)対象者情報 個人番号、PMHキー、PMH仮名識別子、基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)、自治体コード、自治体業務ID、連携ファイル名、連携日時、連携処理ステータス/エラー内容、制御フラグ(不開示/閲覧停止)、その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID) (2)ユーザー情報 機関マスタID、機関ユーザーID、メールアドレス、ユーザー氏名、ユーザー区分、ユーザー権限ID、個人番号閲覧可能フラグ、ユーザー削除フラグ (3)医療助成資格情報 受給者証種別ID、受給者証名、受給者証ID、受給者証券面情報、受給者証項目情報、表示順番番号、公費ID、区分、公費負担者番号、公費受給者番号、自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)、有効期間、強制失効日、医療機関コード、指定医療機関情報		

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容)	右記を追加	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置】 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。		
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容)	右記を追加	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法)	右記を追加	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。		
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(4. 特定個人情報の取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容)	<p>1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定額報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 <p>2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p> <p><申請管理システムにおける措置></p> <p>業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 	<p>1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 <p>2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(4. 特定個人情報の取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容)	右記を追加	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項 		
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(4. 特定個人情報の取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 具体的な方法)	右記を追加	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。 		
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(4. 特定個人情報の取扱いの委託 その他の措置の内容)	右記を追加	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 <p>委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>		
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。ルール内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条項に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条項に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	<p>(省略)</p> <p>(*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>(省略)</p> <p>(*2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。</p> <p>(省略)</p> <p>(*2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(省略)</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (*) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。 (省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制している。 (省略)</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容)	-	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容)	-	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の 保管・消去 その他の措置の 内容）</p>	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する 場合の措置】 1 物理的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにお ける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムはセ キュリティゲートにて入退館管理をしているデータ センター内で、さらに入退室管理を行っている部屋 （サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を 付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセ キュリティワイヤー等による固定、操作場所への 入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット 等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ 等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等へ の保管、使用管理簿による管理、などの安全管理 措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムはセキュリティゲートにて入 退館管理をしているデータセンター内で、さらに入 退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した サーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を 付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p>	<p>1 物理的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲート にて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管 理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管す る。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイ ヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の 施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じて いる。 ②外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利 用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による 管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ 制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達す ることとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保 有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけが アクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出でき ないこととしている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医 療費助成事務における追加措置＞ Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の ための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情 報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登 録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはOSマーク・ゴ ールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにお けるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件 を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の 適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たし ている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の 保管・消去 その他の措置の 内容）</p>	<p>2 技術的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにお ける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、 F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入 防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、 新種の不正プログラムに対応するためにウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行 う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア 等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な 更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出 を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体と の間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うこ とで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよ うにしており、さらに通信自体も暗号化している ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化 により、アクセス制限、侵入防止対策を行ってい る。 ②申請管理システムでは、新種の不正プログラ ムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パ ターンファイルの更新を行う。</p>	<p>2 技術的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにお ける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、 F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入 防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、 新種の不正プログラムに対応するためにウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行 う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア 等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な 更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出 を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体と の間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うこ とで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよ うにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない</p>
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の 保管・消去 その他の措置の 内容）</p>	<p>右記を追記（1/2）</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスし ない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報シ ステムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0 版】」（令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」とい う。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメン トクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメン トクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメ ントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネット ワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント 動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ 管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリ ティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日 講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド 運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアに ついて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステム を構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域 ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理 補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続 については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド 事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容)	右記を追記(2/2)	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はL2WAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	右記を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(8. 監査実施の有無)	[○]内部監査	[]内部監査	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法)	<p>・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。</p> <p>・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。(省略)</p>	<p>・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。</p> <p>・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。</p> <p>・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。(省略)</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(10. その他リスク対策)	右記を追加	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについては、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	

個人情報に関する重大事故について

事案1 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

1 事案の内容

(1) 発生（発覚）時期

令和6年4月8日

(2) 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和6年3月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

(3) 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

(4) 影響

404件（295世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

(5) 事故発覚後の対応

令和6年4月8日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和6年4月8日～4月22日	事務担当者による搜索を継続
令和6年5月1日	報道発表
令和6年6月3日	個人情報保護委員会より文書指導

2 再発防止策

(1) 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

(2) 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的の安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。